

観音寺市制限付き一般競争入札事務取扱要綱

平成 19 年 4 月 17 日 告示第 77 号

改正 平成 22 年 3 月 26 日 告示第 60 号

改正 令和 6 年 2 月 21 日 告示第 24 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、市が発注する建設工事において、一定の資格要件を満たす者による制限付き一般競争入札の事務取扱に関し、観音寺市契約規則（平成17年観音寺市規則第52号。以下「規則」という。）によるもののほか、必要な事項を定めることにより、入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

(対象工事)

第 2 条 制限付き一般競争入札に付する建設工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、設計金額が1億円以上のものとする。ただし、市長が特に必要と認める建設工事の場合は、この限りでない。

(入札の公告)

第 3 条 市長は、制限付き一般競争入札を実施するときは、規則第 6 条に掲げる事項を公告するとともに、その概要を観音寺市ホームページ等に公表するものとする。

(入札参加資格)

第 4 条 入札に参加する者に必要な資格に関する事項として、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4に規定する事項
- (2) 観音寺市建設工事指名停止等措置要領（平成19年観音寺市告示第78号）による指名停止期間中でないこと。
- (3) 規則第21条第2項の規定により入札参加資格者名簿に登載された者で、建設業法第27条の23第2項に定める経営事項審査の総合数値（客観的点数）において、一定の資格を有すること。

- (4) 入札に付する工事の施工に必要な施工実績があること。
- (5) 入札に付する工事の施工に必要な資格と経験を有する技術者を工事現場に配置できること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項
(入札参加資格確認申請書等の提出及び受付)

第5条 市長は、制限付き一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）の入札参加資格を確認するため、入札参加希望者から所定の期限までに入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出を求めることとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 申請書及び資料は、公告において示す様式に従い作成し、入札参加希望者が持参するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

3 第5項に規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は市長が入札参加資格がないと認めた者は、当該入札に参加することができない旨を公告において明らかにするものとする。

4 公告において示す様式は、申請書については入札参加資格確認申請書（様式第1号）に、資料については施工実績（様式第2号）及び配置予定の技術者の資格・工事経験（様式第3号）に準じて作成するものとする。

5 第1項の申請書及び資料の提出期間は、原則として入札公告の翌日から10日間（観音寺市の休日を定める条例（平成17年観音寺市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。

6 申請書及び資料の受付期間並びに受付場所を公告において明らかにするものとし、受付期間は、公告の日の翌日から申請書及び資料の提出期限までとする。

7 申請書及び資料の受付は、総務部総務課において行うものとする。

8 第1項から第3項まで及び第6項に掲げる事項に加えて、次に掲げる事項を公告において明らかにするものとする。

- (1) 資料の作成に係る費用は、申請者の負担とすること。
- (2) 提出された資料は、返却しないこと。
- (3) 資料の提出に関する問い合わせ先

(4) その他市長が必要と認める事項

(資料の内容)

第6条 資料の内容は、次に掲げるとおりとし、公告において明らかにするものとする。

(1) 施工実績 同種の工事の施工実績

(2) 配置予定の技術者 配置予定の技術者の資格及び同種の工事の経験

(入札参加資格の確認)

第7条 市長は、入札参加資格の確認を申請書及び資料の提出期限の日をもって行い、その結果を入札参加資格確認通知書(様式第4号)により通知するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。この場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を明記するものとする。

2 前項の規定による通知は、原則として申請書及び資料の提出期限の日から起算して10日(休日を除く。)以内に行うものとする。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第8条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第1項の通知をした日から起算して7日(休日を除く。)以内に、市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 入札参加資格がないと認められた者が説明を求める場合は、書面により行なうものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

3 書面の提出先は、総務部総務課とし、その旨を公告において明らかにするものとする。

4 市長は、第1項に規定する説明を求められたときは、原則として、同項の入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる最終日の翌日から10日(休日を除く。)以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

5 市長は、説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、前条第1項の通知を取り消し、前項の規定による回答と併せて、改めて入札参加資格のある旨の通知を行うものとする。

6 入札の執行は、前2項の手続が終了していることを確認の上、実施するものとする。

(設計図書等の貸出し又は閲覧)

第9条 設計書、図面及び仕様書並びに入札心得及び契約条項（以下「設計図書等」という。）は、公告後速やかに、又は申請書及び資料の提出期限後速やかに貸出し、又は閲覧に供するものとし、その方法等について公告において明らかにするものとする。

2 設計図書等に対する質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

3 質問書の提出は、受付場所への持参、郵送又はファックス送信により行うものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

4 質問書の受付期間及び場所を公告において明らかにするものとする。

5 質問書の受付期間は、原則として、設計図書等の貸出し又は閲覧に供した日の翌日から入札書提出締切日の8日前（休日を除く。）までとする。

6 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の提出期限の日の翌日から起算して5日後（休日を除く。）までに開始し、入札書提出締切日時に終了するものとする。

7 質問書の受付場所は総務部総務課とし、回答書の閲覧場所は観音寺市ホームページに掲載するものとする。

8 質問に対する回答書の閲覧期間及び場所は、公告において明らかにするものとする。

(工事概要書の配布)

第10条 前条第1項に定める設計図書等を公告後速やかに貸出し又は閲覧に供することができない場合には、公告後速やかに工事概要書を配布するものとし、その期間及び場所を公告において明らかにするものとする。

(現場説明会)

第11条 現場説明会は、原則として実施しないこととする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により現場説明会を行う場合には、現場説明会を行う旨並びに現場説明会を行う日時及び場所等を公告において明らかにするものとする。

3 現場説明会は、第8条に規定する入札参加資格がないと認めた者に対する説明手続が終了した以降の日に実施するものとし、原則として、入札書提出締切日の10日前（休日を除く。）までに行うものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第12条 入札保証金は、規則第7条から第12条に基づいて執行する。

2 契約保証金は、規則第28条から第32条に基づいて執行する。

(入札参加資格確認通知書の提出)

第13条 市長は、入札執行に先立ち、入札参加資格確認通知書の写しを入札参加資格者に提出させるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(入札の無効等)

第14条 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに観音寺市入札心得等入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨並びに市長により入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札までの間に第4条の資格を有しなくなった場合は、入札に参加できないものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(入札結果等の公表)

第15条 制限付き一般競争入札に付した工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令34号）の規定に基づき、入札の結果等を公表するものとする。

(秘密の保持)

第16条 申請者から提出された申請書は、申請者に返還しないものとし、また公表しないものとする。

(電子入札システムにおける運用)

第17条 第5条、第7条から第9条まで、第13条及び第15条の規定に関わらず、電子入札システム（規則第6条に規定する電子入札システムをいう。）における手続は、当該電子入札システムを介して行うものとする。

2 電子入札と紙による入札（以下この項において「紙入札」という。）を併用して執行する場合、紙入札で参加する指名業者は、第5条、第7条から第9条まで、第13条及び第15条の規定によるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、制限付き一般競争入札の取扱いに必要な事項は、

別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

入札参加資格確認申請書

年 月 日

観音寺市長 宛て

申請人住所

商号又は名称

代 表 者

下記の工事に係る入札に参加する資格について、確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告日 年 月 日

2 工事名

3 工事場所 観音寺市 地内

本申請書の受付後、観音寺市から入札参加資格がない旨を通知した場合は、本申請の受付にかかわらず、入札に参加することはできません。

様式第2号（第5条関係）

<p>施 工 実 績</p> <p>会社名</p>		
<p>工 事 名 称 等</p>	建設工事名	
	発注機関名	
	建設工事箇所	(都道府県名・市町村名)
	契約金額	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	発注形態	単体／特定建設工事共同企業体（出資比率）
<p>工 事 概 要 等</p>	規模・寸法	
	構造形式	
	使用機材・数量	
	設定条件	

様式第3号（第5条関係）

配置予定の技術者の資格・工事経験		
会社名		
技術者の氏名		
法令による免許		
工 事 経 験	工 事 名	
	発注機関名	
	受注機関名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期 (従事期間)	年 月 日 ～ 年 月 日 (年 月 日 ～ 年 月 日)
	従 事 役 職	
工 事 内 容		

工事経験については、他の会社等で従事していた経験も含みます。また、配置予定の技術者は複数の技術者を提出しても構いません。この場合、様式第3号及び添付資料は、提出人数分必要となります。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日	
様	
入札参加資格確認通知書	
観音寺市長	
先に申請のあった下記の工事に係る入札参加資格について確認したので、通知します。	
入札公告日	
工事名	
工事日	
入札参加資格の有無	有 ・ 無
	入札参加資格がないと認めた理由

- 1 入札参加資格を有すると通知された方は、入札当日本通知書を必ず持参してください。
- 2 入札参加資格が無いと通知された方は、その理由について説明を求めることができます。なお、この説明を求める場合は、年 月 日までに、観音寺市へその旨を記載した書面を提出してください。